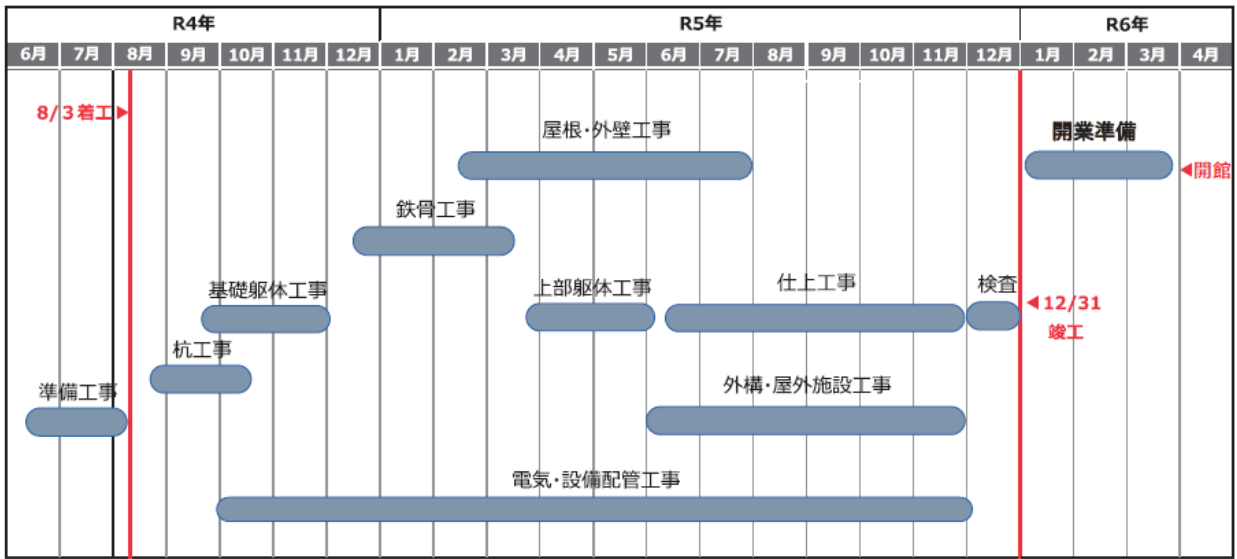


新体育館整備運営事業の進捗状況等について

1. 建設工事の着手について

8月2日に事業者（出雲アリーナパートナーズ株）主催により起工式が執り行われ、翌3日から建設工事に着手しました。現在、杭工事を行っています。

【工事スケジュール】



【工事現場の状況】



敷地東側上空からの現場写真（令和4年8月29日現在）



（左側）クローラークレーン （右側）杭打機

2. 「新体育館整備運営事業」事業契約額の変更について

(1) 物価変動に伴う事業契約額の変更（増額）

物価変動に伴う事業契約額の変更について、事業者から8月10日付けで請求がありました。従って、令和3年2月（提案書提出月）と令和4年8月（請求のあった月）の建設物価指数により事業契約額の変更を行います。

なお、8月の建設物価指数の「確定値」が発表されるのは、11月10日頃となります。

■建設物価指数の状況

(建物種類) 体育館 (構造) 鉄骨造

年 月	建設物価指数	建設費等	備考
令和3年2月	(a) 120.4	(c) 4,538,030 千円	提案書提出月
令和4年4月	131.4	4,950,991 千円	6月議会報告値
令和4年8月	(b) 135.8	(d) 5,114,360 千円	速報値
(差 引 [(d)-(c)])		576,330 千円	
内、事業者負担額 ((c)×1.5%)		68,070 千円	
内、市負担額		508,260 千円	

※計算式： $(b) \div (a) \times (c) = (d)$

↑ 増減率（小数点以下第4位切捨て）：112.7%

※これは8月の「速報値」による試算であり、「確定値」で変更となる可能性があります。

【参 考】物価変動に伴う事業費の変更の考え方 ※令和4年6月議会報告

- ・提案書提出日（令和3年2月15日）と基準日（令和4年8月）の建設物価指数により算出した建設費等の差が1.5%までは事業者負担とし、超える部分については事業費の増額変更を行う（1.5%は事業者負担）。
- ・この変更を行った後、12か月は再度の変更ができない。

(2) 地盤改良経費の追加に伴う事業契約額の変更（増額）

新体育館の敷地造成工事（令和3年2月着手・令和4年3月完了）は、新体育館の建設スケジュール等を考慮し、市が行いました。造成に必要となる用土については、山陰道の建設発生土を使用し、国土交通省の発生土利用基準に基づき、土質データ調査のうえで体育館の敷地造成に適した発生土を使用していました。

その後、建設工事において大型重機（杭打機・クローラクレーン）を使用することから、本年5月、事業者において市が行った盛土部分の地盤検査を行った結果、大型重機の荷重に対し強度が不足する状況にあることが判明したため、盛土部分の地盤改良が必要となりました。

この地盤改良に係る経費については、事業契約書第15条の事項にあたり、市の負担となることから、増額分について事業契約の変更が必要となりました。

① 対策方法

敷地北側（建物が建つ部分）の深さ0.8m部分を、セメント系固化材で地盤改良を行います。

（北側・東側） 添加量 63kg/m³
 （上記以外） 添加量 50kg/m³

② 対策経費

35,000千円（概算）

※今後、事業者からの経費の詳細の提出を受け、精査の後に金額を確定します。

【参考資料】

a. 事業契約書における関係条文

（事業用地の条件不適合責任）

第15条 市は、事業用地を、現状にて事業者を引き渡す義務を負う他、事業用地に関する如何なる責任も負担しない。ただし、提案施設用地以外の事業用地の状態、状況等の条件（埋蔵文化財、地中埋設物、土壌汚染等を含むが、これらに限られない。）で入札説明書等から合理的に推測し得ないものに起因して事業者が直接生じた合理的な増加費用（合理的な範囲の増加金融費用（設計・建設期間の延長に伴うものを含むが、これに限らない。）や事業期間の延長を伴う事業者の延長期間の運営費等も含む。）は市が負担する。

b. 「造成工事」と「PFI関係」のスケジュール等

年度 (月)	令和2年度						令和3年度												令和4年度							
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7				
造成工事																							(沈下 期間)			
PFI関係	●				●	●			●	●												●	●			
	入 札 公 告				提 案 書 提 出	落 札 者 決 定			契 約 締 結	基 本 設 計 着 手											(事業用地引渡し)	実 施 設 計 完 了				

3. 「新体育館整備運営事業」事業契約の変更スケジュール

- ① 請求月（8月）の建設物価指数・変更額の確定（11月10日頃）
- ② 債務負担行為の追加議案提出（12月議会）
 ※物価変動費用、地盤改良費用及び太陽光パネル増設費用
- ③ 変更仮契約の締結（1月）
- ④ 変更契約の議案提出（3月議会）